

横須賀市立うわまち病院跡地の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市立うわまち病院跡地（以下「病院跡地」という。）にて行う集客イベント、広報宣伝等（以下「イベント等」という。）による病院跡地活用によって、地域の活性化や賑わいの創出等を図るため、病院跡地の使用に必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 病院跡地を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業で、周辺地域、商店街等の賑わいの創出を図り、人の集まるまちづくり及び地域振興に関与すると認められるイベント等を行う者に対し、病院跡地の使用を承認するものとする。

- (1) うわまち地域の賑わいづくりに寄与する事業
- (2) 町内会、自治会、商店街等の行う地域イベントに関する事業
- (3) 地域経済の発展に寄与する事業
- (4) 芸術又は文化の創造に関する事業
- (5) スポーツ又はレクリエーションの振興に関する事業
- (6) 社会福祉の増進に関する事業
- (7) 国際交流又は都市間交流に関する事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた事業

(申込み)

第3条 前条第1項の規定による市長の承認を受けようとする者は、原則として使用日の14日前までに、うわまち病院跡地使用申込書（第1号様式）（以下「使用申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用の申込みは使用する日の前3月に当たる日から提出できるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 申込みに係る使用期間の最小単位は1日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

4 病院跡地を使用できる時間は、午前8時から午後7時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(場所)

第4条 使用できる病院跡地は、別図に示した区画部分とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第5条 市長は、使用申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、うわまち病院跡地使用承認書（第2号様式）（以下「使用承認書」とい

う。)により当該申込みをした者に通知するものとする。なお、不相当と認めるときは、文書等により当該申込みをした者にその旨を連絡するものとする。

- 2 市長は、病院跡地の適正な使用のため必要があると認めるときは、前項の規定による承認に際し、条件を付し、又は指示することができる。

(承認の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、病院跡地の使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 横須賀市のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 政治的又は宗教的行為に使用しようとするとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 病院跡地の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (6) 騒音、振動、臭気等により、周辺環境に著しい影響があると見込まれるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が病院跡地の使用を不相当と認めるとき。

(変更の承認)

第7条 第5条第1項の規定により承認の通知を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認を受けた内容の変更をしようとするときは、原則として使用日の14日前までに、改めて使用申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申込書が提出された場合、その内容を審査し、相当と認めるときは、使用承認書により当該申込みをした者に改めて通知するものとする。なお、不相当と認めるときは、文書等により当該申込みをした者にその旨を連絡するものとする。

- 3 前条の規定は、前項に規定する審査について準用する。

(承認の解除)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに直ちに当該使用の承認を解除することができる。なお、承認を解除するときは、文書等により当該申込みをした者にその旨を連絡する。この場合において、当該使用者に損害があっても、市はその責めを負わない。

- (1) 第5条第2項の規定により条件又は指示を付した場合にあっては、当該条件に違反したとき。
 - (2) 第6条の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により、その承認を受けたとき。
 - (4) 災害及び行政目的等による使用の必要が発生したとき。
- 2 前項の規定により承認を解除された者は、当該承認に係る行為について広告及び宣伝を行ってはならない。

(貸付備品)

第9条 病院跡地を使用しようとする者は、備品を借り受けることができる。ただし、備品の借り受けを希望する場合は、第3条第1項の規定による使用の申込みの際に、併せて申込みを行うものとする。

(使用料)

第10条 病院跡地及び前条に規定する貸付備品の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 病院跡地に危険品を持ち込まないこと。ただし、行為を行うに当たり、使用方法、注意事項を遵守し事故が発生しないよう留意し、使用者の責任において安全が確保できると判断されるときは、持ち込みを承認する場合がある。
- (3) 当該行為に係る参加者の整理及び安全確保を行い、病院跡地及びその周辺の歩行者並びに車両の通行を妨げないよう配慮すること。
- (4) 第三者とのトラブル及び事故は、使用者が責任をもって処理し、又は解決すること。
- (5) 病院跡地を使用する権利を譲渡し、又は承継してはならないこと。
- (6) 病院跡地の使用に際し、必要に応じて消防署、警察署、保健所等へ適正な届出等を行うこと。
- (7) 使用者は、病院跡地を使用する際に、使用承認書を携帯すること。
- (8) 病院跡地が住宅地に位置することに留意し、大音量の音響機器や拡声器等の使用、その他による近隣住民の生活環境に支障を及ぼす行為を行わないこと。
- (9) 横須賀市立看護専門学校の授業等に支障が生じないように、音量および人の動線に十分配慮して運営すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則等を遵守し、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、病院跡地の使用が終わったとき、又は第8条第1項の規定により、使用の承認を解除されたときは、直ちに病院跡地を現状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

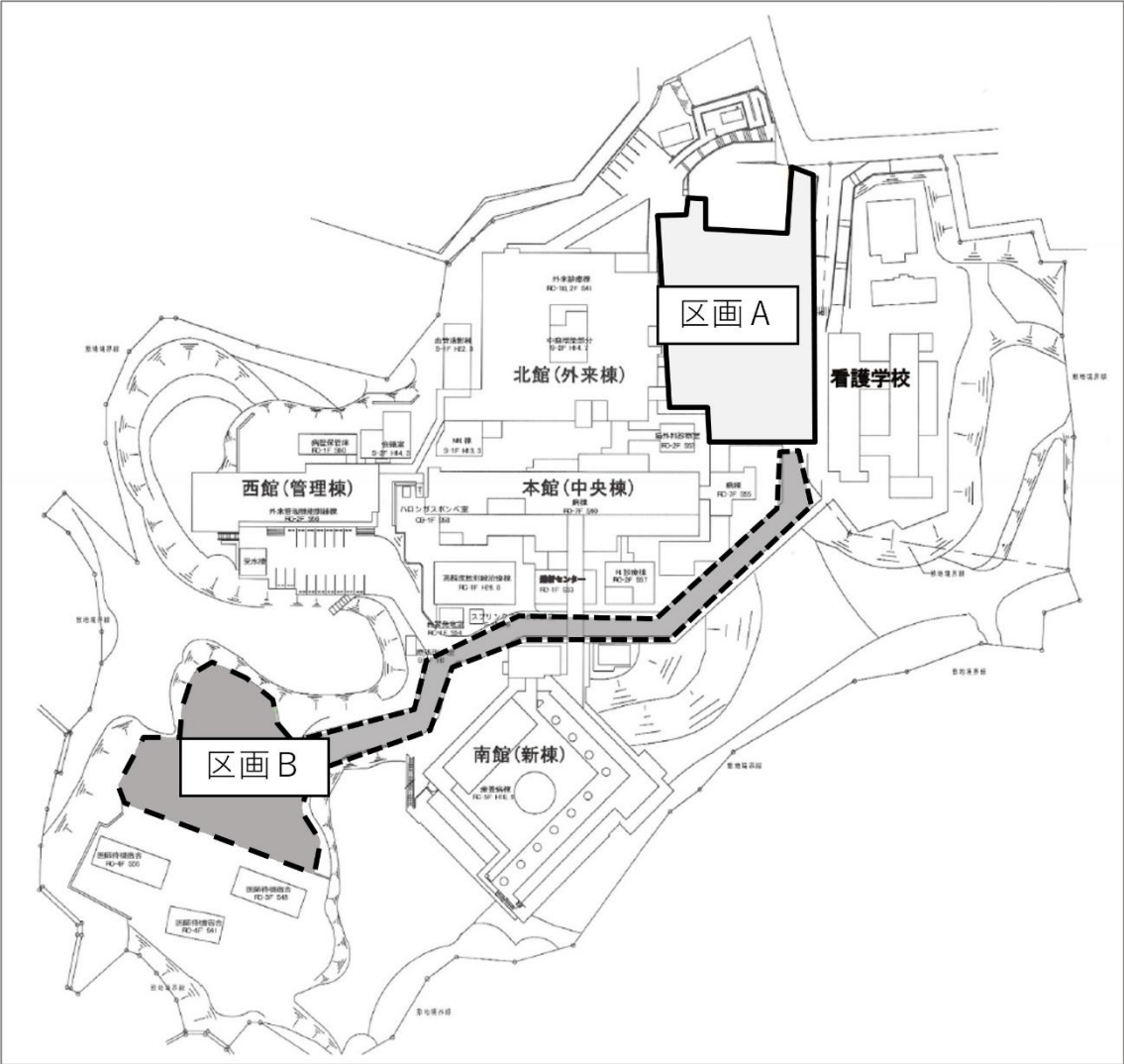
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別図（第 4 条関係）



第1号様式

うわまち病院跡地使用申込書

年 月 日		
(あて先) 横 須 賀 市 長		
団体・所属		
住所		
(申込者) 氏名		
電話		
イベント名称		
使 用 期 間		
使 用 区 画		
イベントの 目的		
イベント概要		
貸 付 備 品		
特 記 事 項		
本 件 担 当 者		収 受 印
担当者連絡先		
添 付 資 料		

うわまち病院跡地使用承認書

年 月 日		
団体・所属 住 所 氏 名		
横須賀市長		
年 月 日付で申込みのあったうわまち病院跡地の使用については、横須賀市立うわまち病院跡地の使用に関する要綱により、次の条件を付して承認する。		
使 用 承 認 条 件	イ ベ ン ト 名 称	
	イ ベ ン ト の 目 的	
	使 用 期 間	
	使 用 区 画	
	貸 付 備 品	